

## 平成 25 年度 第 375 回 東京地方最低賃金審議会議事録

笹島会長 定刻になりましたので、ただいまから第 375 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。初めに委員の出欠状況につきまして事務局から報告してください。

課長補佐 それでは報告します。本日は公益代表委員の岩田委員、白石委員、労働者代表委員の関崎委員、古川委員からご欠席との連絡をいただいております。現時点で委員定数 18 名のうち 14 名がご出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしていることをご報告いたします。

笹島会長 本日は本年度最後の審議会になります。本日の議事録の署名は、公益委員は私が、労側委員は尾野委員にお願いいたします。使側委員は石川委員にお願いいたします。

それでは審議に入ります。初めに議事 1、平成 26 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について審議します。まず手続きにつきまして事務局から説明してください。

賃金課長 最低賃金法第 15 条第 1 項により特定最低賃金の改正等の申出は都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。この申出はおおむね 7 月を目途にお願いしているところでございますが、申出が予定されている業種につきましては審議会に提出する資料作成のため、6 月の賃金を対象とした最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。

調査の実施に当たりまして、準備のための時間が必要であることから、実務上前年度中に各特定最低賃金について改正等の意向の有無を労使各側からご発言いただき、確認させていただいているところでございます。特に業種のくくりの変更や適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた上で実態調査を行う必要がありますので、この点も含めまして改正等の意向の表明をお願いしたいと思います。以上です。



ます。私どもとしても、過去から続いているというだけで、わずか3%弱の労働者を対象とした、しかも特定の業種だけの産別最賃を維持する必要はなくなったのではないかと考えています。

使用者側の基本的な姿勢としては、特定最賃は廃止の方向での議論を進めるべきだと考えています。公労使、三者構成のこの審議会につきましては今後とも尊重しまして、改正申出がなされ、必要性の諮問がなされました場合には従前と同様に、十分な話し合いを行っていく所存であるということを改めて申し述べておきたいということです。以上です。

笹島会長

他の労側委員、使側委員は何かご意見等がございますか。ただ今労側、使側から改正等の申出に係る意向確認に関するご発言がございました。労側委員より現行6業種のうち4業種について改正等の申出の意向があることを確認いたしました。ただ今の労側、使側のご発言に関して、さらなるご発言がなければ、本日の意向表明を受けまして、事務局に適切な事務手続きを進めていただきたいと思います。

1点、私からの質問です。これはこちらの方から発言することはないのかもしれませんが、先ほど尾野委員からは出版業につきましてご発言がありませんでしたが、例えば7月の時点で出版業についても申出をしたいということになった場合に、データ上はどのようなことになるのか、その点だけご説明いただければと思います。

賃金課長

事務局といたしましては、申出のあった業種に対して、なるべく幅広くにデータを集めたいと考えております。申出がなされない業種は、原則として調査対象としないことになると思います。

笹島会長

分かりました。ただ今の点について何かご質問はございますか。調査のやり方に関係したことでありますが、特段なければ、議事1の「特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」は以上で終えさせていただきます。

議事2の「その他」に進みたいと思います。事務局からその他について何かご用意していることがあればお願いします。

賃金課長

お手元にお配りしています資料について指導官よりご説明申し上げます。

本日、お手元に資料 1、資料 2 をお示しをしております。若干これらについて説明させていただきます。まず資料 1「平成 26 年度特定最低賃金の適用使用者数および労働者数」ということでございます。毎年数字として資料を提出させていただいておりますが、来年度の特定最賃の申出に当たり、その母数になる数ということでご理解をいただければと思います。資料 1 につきましては、現行東京で設定をされています全 6 業種についての適用使用者数、それから労働者数を記載したものになります。適用使用者数、適用労働者数については、若干データは古いですが平成 21 年度の経済センサスに基づき、業種による適用除外数を控除して、労働者数につきましてはさらに年齢や業務であるとか、そのような適用除外数を控除して算出をしております。算出方法については従前通り変わりはありません。

表の中の中ほどになりますが、はん用、それから電気が 2 段書きになっています。それから輸送、この 3 業種については上下 2 段書きになっています。はん用と輸送用につきましては、上段の方が現在の設定のままカウントした数です。下段の方につきましては、昨年度平成 25 年度の申出条件により算出した数です。何が違うかと言いますと、現行雇入れ後 6 月未満のままですが、昨年度においては雇入れ後 1 年未満に変えての申出とされています。従って、その 2 種類について上下の表記としています。

電気については、ちょうど中間で実線で引いていますが、業種変更という申出がございました。従いまして、上段が現在の業種区分のままのもの、下段については昨年度、新設ということになされた申出条件に基づいて計算をしたものということになります。来年度平成 26 年度の申出に当たりましては、この表にあります適用労働者数の改正につきましては概ね 1/3、新設については 1/2 以上が要件となってまいります。

例えば一番上の鉄鋼ですと適用労働者数が 1 万 2,165 人ですので、改正の申出であれば、その 1/3 の 4,055 人です。電気については新設というお話がございましたので、電気の下段にあります 11 万 550 人の 1/2 の 5 万 5,275 人というのが人数的な要件になってまいります。

先ほど課長の方からご説明申し上げましたが、万が一、業種変更、適用除外対象の変更がございます場合につきましては、早めにご提示をいただければと思っています。

続いて資料 2 になります。平成 25 年度において、全国における特定最賃の決定状況を記したものになります。このうち東京につきましては、まず 3 ページの右側の列の鉄鋼業、4 ページ左側の下段のはん用、一般機械器具製造業、右側の列にいきまして電気機械器具製造業、5 ページにまいりまして左の列の上のほうの輸送機械、左の列の一番下の出版、右側にいきまして各種商品小売り、これらが現行設定されている 6 業種ということになります。

最後の 6 ページのところ、東京の場合ですと「\*13」ということで表記しておりますが、地域最賃に現状下回っているということもありますので、6 ページの 13 番で地域が適用になりますということでも表記させていただいております。全国において東京と同様に地域が、特定最賃が地域よりも下回っているものについては、6 ページの下段の注釈の 6 番以降に記載させていただいております。

それから資料ではありませんが、お手元に紫色の東京都の最低賃金ということでリーフレットをお渡ししております。既に関係各所の方には送付をさせていただいております。周知等で私どももこれを使って、今後行っていくところでございます。参考までに付けています。私のほうからは以上です。

笹島会長

ただいま事務局からお手元の 2 つの資料についてご説明がありましたけれども、この点につきまして何か質問等ございましたらご発言をお願いします。

特になければ、本日予定しています議事は以上です。事務局のほうから、それ以外に何か追加的にごございましたらご発言をお願いします。

賃金課長

審議会の終了に当たりまして局長よりご挨拶を申し上げます。

局長

本日は、ご多用のところ、第 375 回東京地方最低賃金審議会に委員の皆さま、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の審議会

をもちまして、本年度は最後の審議会になろうかと存じますので、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆さまには、昨年平成 25 年 5 月 17 日付で第 43 期東京地方最低賃金審議会委員に任命をさせていただきました。東京の最低賃金改正につきまして、夏の暑い日々、あるいは秋になってからも、ご審議を賜ってまいりました。任命をさせていただきました当初、昨年の春先はアベノミクスがスタートしたということで、緩やかに持ち直しの兆しが見えつつも、先行きについてはいろいろな見方があり、どこに行っても中小企業の皆さんや、場合によっては大企業の皆さんも、将来についてさまざまな見方をされていました。逆に言えば、まだまだ警戒感が大きな時期であったかと思えます。

そのような経済環境の中でスタートさせていただきました 25 年度の最低賃金制度審議でございますが、皆さまの大変なご尽力のおかげをもちまして、地方最低賃金審議会の目安を参考に、生活保護水準との乖離を解消した上で、地域最賃が時間額 869 円、特定最低賃金についても 1 回はすべての特定最低賃金が東京都最低賃金を下回るという状況下、労使のイニシアチブによりまして、改正の申出をいただきました 5 業種のうちの鉄鋼業について必要性ありとの答申をいただくに至り、また金額審議についても全会一致で 3 月 23 日付の発効予定の 871 円という特定最賃をまとめていただきました。この間の先生方のご労苦については、私ども労働局の職員は手を合わせて感謝を申し上げる次第でございます。

今まさにわが国も、景気の景況感の回復にとどまらず、産業界、労働界のご努力の成果が具体的な企業収益なり、企業業績の向上につながっているとも思います。今、真っ只中ではございますが、春闘の中で労働者賃金の向上という、当初最低賃金の目安賃金が大幅に引き上げられた目的の一端が発現している状況にあるのではないかと思います。特に東京の最低賃金というのは、全国の最低賃金制度の司令塔というか、広告塔というのは変ですが一番注目を浴びて、先頭を走り、一番重要に皆さんが思っている最低賃金ですので、これを労使のリーダーシップにより、また公益の先生方のたゆまぬ調整のご努力によりまとめたということは、

本当に大きなものであったと思う次第です。

そうこう申し上げておりますうちに、本日は26年度における特定最低賃金改正の申出について意向確認という時期に入っていました。今や26年度の作業が目前ということになっているわけでございます。今後も労使のイニシアチブの発揮を心から期待しているところでございます。地域最賃、特定最賃とも審議が円滑に進みますように、改めて委員の先生方のご支援、ご尽力を、心よりお願いする次第でございます。

最後に私どもの行政につきまして少しだけご紹介させていただきます。おかげさまで私どもも、25年度は充実した行政運営をさせていただき、一部にはかなり大きな成果を上げさせていただいたものもあると思います。その一つがこの最低賃金でございます。26年度もたくさん本省から宿題をもらいました。成長を確かなものにするためのさまざまな取組、あるいはその歪みを受ける労働者の方々をしっかりと守るための取組、さまざまな課題に向けて職員一同頑張っていくこととしております。

特に首都東京の行政運営は、私も職員に一生懸命徹底していますのは、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政というそれぞれの分野の行政が、専門的な分野での取り組みを強化するというと同時に、総合行政の実を挙げていく、相互に連携し、助け合い、関連性を持って仕事をするというところでございます。そういうことを旨として、臍を決してしっかりと取り組んでいきたいと思っております。本日ご臨席の委員の先生方にも、ぜひ今後とも各課におけるご協力をいただきますとともに、お気付きの点は何なりとご叱正いただきますようお願い申し上げます。本日のお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

笹島会長

本日の審議は以上で終了します。なお、次回の本審は地域別最低賃金の改正諮問の予定になります。金額審議等がありませんので、運営規程により審議は公開となります。本日は大変お疲れさまでした。